

北海道告示第10949号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

北海道知事 鈴木 直道

農政第220号様式の次に次の様式を加える。

施設園芸エネルギー転換促進事業計画（実績）書

1 施設園芸エネルギー転換促進事業の対象となる事業の内容等

補助事業者名	
--------	--

番号	取組主体	事業内容																						総事業費	負担区分			施設園芸セーフティネット構築事業加入状況	国の共済制度等への加入状況	動産総合保険等の加入状況	備考							
		無加温ハウスの整備及び資材等の導入						省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入												パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入																		
		対象品目	事業量	事業費	負担区分			対象品目	省エネ機器の導入			省エネ効果のある内部設備・資材等の導入			省エネ機器等の導入と一体的に行うパイプハウスの整備			対象品目	事業量	事業費	負担区分																	
					道補助金	市町村費	その他		事業量	事業費	道補助金	市町村費	その他	事業量	事業費	道補助金	市町村費				その他																	
				円	円	円				円	円	円				円	円	円				円	円	円														
	合計																																					

(注) 1 この様式は、施設園芸エネルギー転換促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。  
 2 また、取組主体が法人格を有しない組合等の場合であって、複数の構成員の取組を一括して申請する(している)場合は、取組主体毎にその内訳を別紙様式により作成し、添付すること。  
 3 「事業量」の欄は、具体的な内容を記入すること。  
 4 「事業量」「事業費」「負担区分」の欄は、取組主体毎に記入すること。  
 5 「省エネ機器の導入」については、本体価格(税抜)が50万円以上のものを補助対象とする。  
 6 「省エネ効果のある内部設備・資材等の導入」は「省エネ機器の導入」と一体的に整備するものとし、1経営体当たりの一式の本体価格(税抜)が50万円以上のものを補助対象とする。  
 7 「省エネ機器等の導入と一体的に行うパイプハウスの整備」については、「省エネ機器の導入」及び「省エネ効果のある内部設備・資材等の導入」の事業と一体的に整備する場合に限り補助対象とする。  
 8 「施設園芸セーフティネット構築事業加入状況」の欄には、実施要綱第4の1の(3)に該当する場合、あらかじめ、加入に関する誓約書等により確実に加入する旨を確認するとともに、「誓約書等により確認済」と記載すること。また、実績報告の際に当該事業等へ加入した場合は「○」を記載すること。  
 9 「国の共済制度等への加入状況」の欄には、本事業で取組対象となるパイプハウスの国の共済制度等への加入状況を記載するものとし、現に加入している場合は制度名等を記載し、未加入の場合は、加入に関する誓約書等により確実に加入する旨を確認するとともに、「誓約書等により確認済」と記載すること。  
 10 「動産総合保険等の保険への加入状況」の欄には、本事業で導入する実施要綱第4の5の(5)に該当する機器・設備等について、あらかじめ、加入に関する誓約書等により確実に加入する旨を確認するとともに、「誓約書等により確認済」と記載すること。また、実績報告の際に当該保険等へ加入した場合は「○」を記載すること。  
 11 「備考」欄には、取組主体毎に、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に「除税額○○○円 うち消費税○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○○円 うち消費税○○○円」)を記入すること。  
 12 その他参考となる事項を「備考」欄に記入すること。

2 補助事業の実施により見込まれる効果(補助事業の完了により得られた成果(実施結果))

(注) 交付申請の場合は補助事業の実施により見込まれる効果を、実績報告の場合は補助事業の完了により得られた成果(実施結果)を具体的に記載すること。

(別紙)

取組主体番号		取組主体名	
--------	--	-------	--

番号	構成員	事業内容																						総事業費	負担区分			施設 芸 フ ネ テ タ 加 入 状 況	園 一 位 構 築 加 入 状 況	国 の 共 済 制 度 等 の 加 入 状 況	勤 産 総 合 保 険 等 の 保 険 へ の 加 入 状 況	備考		
		無加温ハウスの整備及び資材等の導入						省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入										パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入																
								省エネ機器の導入					省エネ効果のある内部設備・資材等の導入					省エネ機器等の導入と一体的に行うパイプハウスの整備																
		対象品目	事業量	事業費	負担区分			対象品目	事業量	事業費	負担区分			事業量	事業費	負担区分			対象品目	事業量	事業費	負担区分												
道補助金	市町村費				その他	道補助金	市町村費				その他	事業量	事業費			道補助金	市町村費	その他				道補助金	市町村費	その他										
		円	円	円	円			円	円	円	円			円	円	円			円	円	円	円		円	円	円	円							

(注) 1 この様式は、施設園芸エネルギー転換促進事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

- 2 「事業量」の欄は、具体的な内容を記入すること。
- 3 「事業量」「事業費」「負担区分」の欄は、構成員毎に記入すること。
- 4 「省エネ機器の導入」については、本体価格（税抜）が50万円以上のものを補助対象とする。
- 5 「省エネ効果のある内部設備・資材等の導入」は「省エネ機器の導入」と一体的に整備するものとし、1経営体当たりの一式の本体価格（税抜）が50万円以上のものを補助対象とする。  
ただし、取組対象となるパイプハウスに既に実施要綱第4の2の（1）に該当する省エネ施設が導入されている場合、「省エネ効果のある内部設備・資材等の導入」のみの取組も補助対象とする。
- 6 「省エネ機器等の導入と一体的に行うパイプハウスの整備」については、「省エネ機器の導入」及び「省エネ効果のある内部設備・資材等の導入」の事業と一体的に整備する場合に限り補助対象とする。
- 7 「施設園芸セーフティネット構築事業加入状況」の欄には、実施要綱第4の1の（3）に該当する場合、あらかじめ、加入に関する誓約書等により確実加入する旨を確認するとともに、「誓約書等により確認済」と記載すること。また、実績報告の際に当該事業等へ加入した場合は「○」を記載すること。
- 8 「国の共済制度等への加入状況」の欄には、本事業で取組対象となるパイプハウスの国の共済制度等への加入状況を記載するものとし、現に加入している場合は制度名等を記載し、未加入の場合は、加入に関する誓約書等により確実加入する旨を確認するとともに、「誓約書等により確認済」と記載すること。
- 9 「勤産総合保険等の保険への加入状況」の欄には、本事業で導入する実施要綱第4の5の（5）に該当する機器・設備等について、あらかじめ、加入に関する誓約書等により確実加入する旨を確認するとともに、「誓約書等により確認済」と記載すること。また、実績報告の際に当該保険等へ加入した場合は「○」を記載すること。
- 10 備考欄には、実施主体毎に、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち消費税○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円 うち消費税○○○円」）を記入すること。
- 11 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。